

平成 29 年 12 月 7 日

平成 29 年度日本医学健康管理評価協議会総会

協議事項：健診標準フォーマット正式公開版（ver.1.0）について

1. 共同宣言の確認

国民に対して質の高い保健事業を継続的に提供するため、健診に関わる様々な課題の解決を図る目的で健診関係団体により設立された日本医学健康管理評価協議会（以下、「本協議会」という。）は、「生涯保健事業」の体系化に向けて、国民の生涯を通じた健康情報の一元管理を目指して、健診実施機関等が有する健診データ仕様の標準化を図ること等を、平成 27 年 10 月に宣言した。

2. WGにおけるこれまでの作業について

共同宣言に基づいて、平成 28 年 6 月 2 日に開催された本協議会WG以降、健診標準フォーマットで管理する項目、検査項目における由来情報の標準化、及び検査所見等用語の集約化について検討を行ってきた。

3. WG（平成 29 年 11 月 7 日）で示された健診標準フォーマット正式公開版について

健診標準フォーマットは、本協議会が推奨する電子的標準様式として、健診データファイル形式を定めた、「レコード仕様」と、健診の運用情報や検査の臨床検査等の付帯情報を記録する「由来情報」で構成されている。

（1）レコード仕様：資料 2

- ① 健診データファイル形式はCSV形式として取扱い、今後、汎用的なXML形式に発展させていく。
- ② 由来情報（資料 5）は、毎年ごとに本協議会が収集したデータを管理し、統計処理を行うためのデータベース構築等に活用していく。

（2）標準コード名称：資料 3

- ① 健診標準フォーマットにおける健診データの記載は、臨床検査等の測定結果値である数値情報と名称によって構成されるため、コード設定は行わない。
※臨床検査における「定性検査」の測定結果は「名称」として記載されている。

- ② 健診標準フォーマットに記載する名称は、可能な範囲で集約された標準的な名称に置き換えていく。
 - ③ 特定健診等制度において、国が定めている検査コード等については、コード内容を名称に置き換えて運用する。
- (3) 標準コード名称（画像所見）：資料4
- ① 全衛連と日本医師会が平成28年2月に実施した「健診結果データにおける診察・画像所見等コード」の共同調査により、90施設から所見等名称とコードが提供され、集約化された類義語集として標準コード名称（画像所見）が作成された。
 - ② 類義語が多数存在する画像所見等名称については、健診標準フォーマットとして健診実施機関の施設外に電子的健診データを提供する場合、類義語集に基づき集約された代表的名称に置き換える。
- 但し、健診実施機関自身が運用している健診システム等で管理されている画像所見名称については、健診標準フォーマットの代表的名称を使用することを求めている。
- また、集約された代表的名称に指定された画像所見名称以外の所見名称等の集約は行わない。

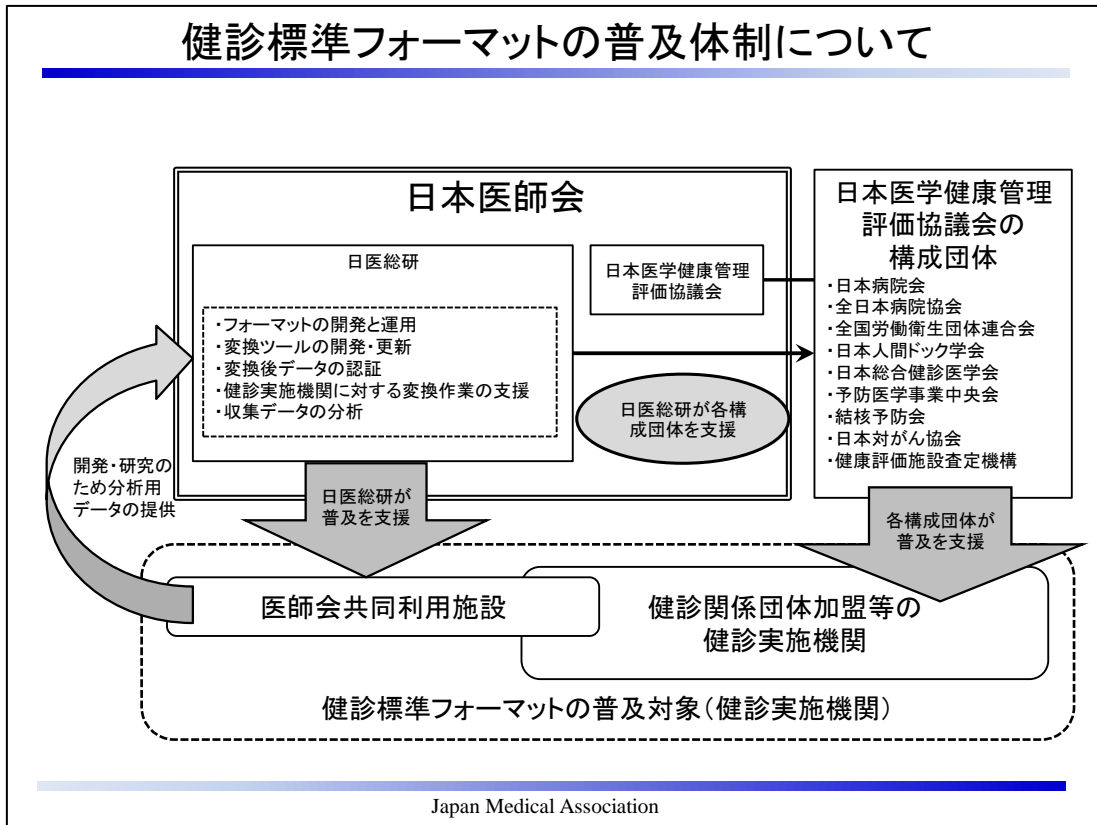
4. 健診標準フォーマットの利便性について

- (1) 健診実施機関における健診受託に関する利便性
- ① 健診実施主体が求める健診データの電子的様式は多種にわたり、電子的健診データを提供する健診機関に大きな負担を強いている。
- そのため、広く健診実施機関が健診標準フォーマットを用いることにより、健診実施機関と健診実施主体の双方で健診データの変換に係る事務作業が低減され、且つ、双方の変換による様々なミスを防ぐことが可能になる。
- ② 健診標準フォーマットに対応する健診実施機関はリスト化の上公開されることで、より高精度な健診データを提供できる施設として健診実施主体から選択されることになる。
 - ③ 事業所健診等における労働基準監督署等報告に係る有所見判定値は、自動判定処理により健診データの付帯情報として健診実施主体に提供できる。
- (2) 健診関係団体等による学術目的の健診データ収集に関する利便性
- ① 健診関係団体による全国支部や加盟する健診実施機関を対象とした健診データの収集が、より容易になる。
 - ② 健診標準フォーマットの由来情報を利用することで、健診データの集団分析において効率的にクリーニング作業が行われ、層別化されたデータは、より高精度なデータベースとして分析が可能となる。

5. 健診標準フォーマットへの変換ツールの運用について

健診標準フォーマットへの変換ツールは、本協議会において健診実施機関に対して、原則無償で配布する。

また、健診実施機関ごとの健診データ変換に必要な「対応表」の作成と運用、変換後データの品質保証は本協議会が行い、係る経費負担については今後検討していく。



6. WGにおいて検討された「健診標準フォーマット」の普及の必要性について

(1) 長期におよぶ健診データ管理

国民の生涯にわたる健康管理のためには、乳幼児から高齢期まで長期に利用できる健診データの保管、移動のための電子的な標準的様式が必要とされている。

(2) かかりつけ医等への活用

国民の生活習慣病等の早期予防、重症化予防のために、かかりつけ医や健診実施機関の判定医師、産業医が医療受療者や健診受診者の過去の健診データを簡便に把握できる共通の健診データ様式が必要とされている。

(3) 健康情報の医学的観点からの分析

国民に対して切れ目のない健康増進を図り、疾病の早期予防、重症化予防を促進するため、一元化された全ての健診データを基盤とした健康情報の医学的観点からの分析・提言を公益に資する形で国民に提供することが重要である。

7. 健診標準フォーマットの運用に向けた関係機関への働きかけ

(1) 厚生労働省

- ① 生涯保健事業の体系化に向けて、国民の健康支援のためのシステム整備が必要であるとの観点から、施設・組織横断的な健診データの管理が可能となる健診標準フォーマットの運用への財政支援を求める。
- ② 特定健診等制度において、40歳以上の事業主健診データを企業から保険者へ移行するため、健診標準フォーマットを用いて、健診実施機関が一元化されたデータ仕様で企業及び保険者にデータ提供するためのデータ収集システムを含めた体制整備のための財政支援を求める。
- ③ 保険者によるデータヘルス計画の推進について、従事者に提供される健診データの電子的様式を一元化することで、生活習慣病における、より医学的エビデンスに基づいたポピュレーションアプローチやハイリスクアプローチが可能になるため、健診実施機関に対する支援を求める。

(2) 経済産業省

日本健康会議における「健康なまち・職場づくり 2020」宣言の推進と健康経営優良法人認定の推進のため、健康情報の基盤整備の構築に貢献する健診標準フォーマットの普及への支援を求める。

8. 協議事項：本協議会の構成団体による合意案

共同宣言に基づいて本協議会WGで検討された、健診標準フォーマット（ver.1.0）の公開にあたり、「日本医学健康管理評価協議会は、健診実施機関が外部に提供する健診結果データの電子的様式について、健診標準フォーマットを推奨し普及に協力していく」

以上

別添資料

日本医学健康管理評価協議会構成団体

共同宣言

わが国においては、乳幼児から老年期に至るまで諸種の健診*を中心とした保健事業が展開されているが、それぞれ実施主体や所管官庁・部局等が異なるために、そのデータが一元的に管理されていない。

このため、国民自身の乳幼児期から、学童期、成年期、壮年期、老年期に至る健康情報が経年的、且つ、十分に活用できていない。

今後、個人情報の厳格な管理を前提として、国民の生涯を通じた健康情報が一元管理され、一次予防から三次予防までの保健事業が国民のライフサイクルに応じた「生涯保健事業」として的確に実施されなければならない。

そこで、国民に対して質の高い保健事業を継続的に提供するため、健診に関わる様々な課題の解決を図る目的で健診関係団体により設立された日本医学健康管理評価協議会は、「生涯保健事業」の体系化に向けて、次のことを宣言する。

1. 国民の生涯を通じた健康情報の一元管理を目指して、健診実施機関等が有する健診データ仕様の標準化を図ること。
2. 医療機関、健診実施機関、健診関係団体等が取組む国民の生涯を通じた健康増進や健康管理に関わる事業活動に資する、健診のデータベース構築に協力して取組むこと。
3. 健診データにおける仕様の標準化のために策定された「健診標準フォーマット」の普及を目的とした、仕様の更新や改善の検討について協力して取組むこと。

※「健診」には健康診査や健康診断と共に検査診断も含んでいる。協議会においては妊婦健診、乳幼児健診、学校児童生徒健診、労働安全衛生法に基づく定期健診等、特定健診、後期高齢者健診、がん検診、人間ドック健診等を検討の対象としている。